

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

- ・平成26年度分の市民税が課税されていない方が対象です。

ただし、

・課税されている方の扶養になっている場合
・生活保護の受給者である場合 など

 は除きます。

●支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

以下のいずれかの年金や手当などを受給している方

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等^{※1}
- ②児童扶養手当
- ③特別児童扶養手当
- ④障害児福祉手当
- ⑤特別障害者手当
- ⑥経過的福祉手当
- ⑦原爆被爆者諸手当
- ⑧毒ガス障害者対策手当
- ⑨ガス障害者対策手当
- ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ⑫(医薬品副作用被害救済制度の) 副作用救済給付又は(生物由来製品感染等被害救済制度の) 感染救済給付^{※2}

※ 複数の加算措置に該当する方も加算される額は1人につき5,000円です。

※ 児童扶養手当等の対象児童等が複数いる場合も、加算対象者は受給者1人です。

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 ②~⑫については、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満 (表の限度額目安未満かどうか)

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童

ただし、

・「臨時福祉給付金」の対象となる児童 [※]
・生活保護の受給者となっている児童 など

 は除きます。

●支給額

対象児童1人につき **10,000円**

【児童手当の所得制限限度額】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入額)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

※ 2つの給付金の支給要件を満たす方は、臨時福祉給付金のみの支給となります。